

市民の憲章検討委員会  
第1回委員会資料

平成22年10月25日

加東市企画部企画政策課

## <協議事項>

### 1 市民の憲章検討委員会について

#### (1) 委員会を設置する目的

市民憲章の制定に関し、必要な事項を検討し、市長に対し市民憲章案を提案すること。

#### (2) 委員会が所掌する事項

ア 市民憲章についての調査及び研究に関すること。

イ 市民憲章案の作成に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市民憲章案の作成に関し必要と認められること。

#### (3) 委員会の組織

ア 委員数 7人

イ 構成（委員名簿参照）

・公募委員 3人

・学識経験者 1人

・市民の代表 3人

#### (4) 委員の任期

平成23年3月31日まで。

#### (5) 委員会の開催スケジュール

3回の開催を予定。

第1回 平成22年10月25日

第2回 平成22年12月中旬

第3回 平成23年2月上旬

<資料1：2ページ「市民の憲章検討委員会設置要綱」>

加東市告示第 50 号

市民の憲章検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成 22 年 7 月 1 日

加東市長 安 田 正 義

### 市民の憲章検討委員会設置要綱

#### (設置)

第 1 条 市民憲章の制定に関し、必要な事項を検討し、市長に対し市民憲章案を提案するため、市民の憲章検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市民憲章についての調査及び研究に関すること。
- (2) 市民憲章案の作成に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民憲章案の作成に関し必要と認められること。

#### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 一般公募による者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間とする。

#### (委員の補充)

第 5 条 第 3 条第 2 項の規定により委嘱された委員に欠員が生じた場合は、市長は速やかに、その後任の委員を委嘱するものとする。

#### (委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 欠席委員が会議の開会までに、委員長に対し欠席委員以外の委員を代理人とする委任状（別記様式）を提出した場合は、当該欠席委員は会議に出席したものとみなす。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日以後、初めての会議は、第7条第1項の規定に関わらず、市長が招集するものとする。

別記様式（第7条関係）

委任状

市民の憲章検討委員会委員長 様

私は、市民の憲章検討委員会委員 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、第 \_\_\_\_\_ 回市民の憲章検討委員会の議事に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

市民の憲章検討委員会委員

(氏名) \_\_\_\_\_ ㊟

## 2 市民の憲章検討委員会の運営について

### (1) 会議の進行について

委員長は、委員会を代表するとともに、会議の招集及び会議の議長となり、会議の進行を行います。

(設置要綱第6条第4項、第7条第1項)

### (2) 委員会の公開について

今回の委員会で規程（会議運営規程）を制定し、公開に関する手続を定めます。

<資料2：6ページ「市民の憲章検討委員会会議運営規程（案）」>

## 市民の憲章検討委員会会議運営規程（案）

（市民の憲章検討委員会規程第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、市民の憲章検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議事の進行）

第 2 条 会議に付された議事については、市民の憲章検討委員会設置要綱（平成 22 年加東市告示第 50 号）第 7 条第 4 項の規定に基づく議決を行い、議事を進行するものとする。

（会議録の調製）

第 3 条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第 1 号）を調製し、保存するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 委員の出席状況
- (3) 会議に付した議題
- (4) 議事の内容
- (5) その他委員長が必要と認めるもの

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 委員長は、作成した会議録に記名押印するものとする。

4 会議録は、前項の記名押印のあった日をもって確定するものとする。

5 委員長が会議に出席できなかった場合の第 3 項の記名押印については、委員会の委員の中から委員長が指名した者がこれを行うものとする。

（会議録等の公開）

第 4 条 会議録及び会議資料は、原則として公開するものとする。

2 前項に規定する公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

（傍聴）

第 5 条 会議は、傍聴することができる。ただし、委員会の議決により会議を非公開とする決定があったときは、この限りでない。

2 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

（傍聴の手続）

第 6 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿兼誓約書（様式第 2 号）に住所及び氏名を記入し、傍聴証（様式第 3 号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議の開催予定時刻の 15 分前から先着順に交付する。

（傍聴人の入場制限）

第 7 条 次の掲げる者は、会議場に入場することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器等を所持している者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人等に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

2 会議場へ入場した者が前項の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員長はその者を会議場から退場させるものとする。

3 前2項の規定により、会議場へ入場できず、又は退場を命ぜられた者は、以降の会議において会議場への入場を禁止する。

4 前3項に掲げるもののほか、委員長は、会議の秩序を維持するために必要があると認められるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) はちまき、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(3) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(5) 飲食及び喫煙をしないこと。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

(秩序の維持)

第10条 会議においては、何人も委員長の指示に従わなければならない。

2 委員長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者に退場を命ずることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年10月25日から施行する。



様式第1号（第3条関係）

市民の憲章検討委員会会議録

会議の名称	
開催日時	年 月 日（ ） 時 分開会・ 時 分閉会
開催場所	
委員長氏名	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり
議 題	
会議の経過	別紙のとおり
会議録の確定	年 月 日 委員長 印

傍聴人受付簿兼誓約書

1 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) はちまき、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 写真等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

上記の事項を遵守し、その他委員長の指示に従い傍聴することを誓約します。

年 月 日

受付順	氏 名	住 所

様式第3号（第6条関係）

交付番号 \_\_\_\_\_ 号

# 傍 聴 証

（市民の憲章検討委員会）

年 月 日限り有効

### 3 市民憲章の概要について

#### (1) 市民憲章の概要

市民憲章は、市としての理念やまちづくりの方向性を明らかにし、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に取り組んでいただくための「目標」や「行動規範」となるものです。

平成22年10月6日現在で、全国809都市（市制を施行している自治体786と東京23区含む）のうち、673の都市で憲章が制定されています。兵庫県内では、29市のうち23市（79.3%）が制定しています。

#### (2) 市民憲章の特徴

- ア 表現が簡潔である
- イ 目標が肯定的である
- ウ 和語が多用されている

#### (3) 市民憲章の形式

形式としては、「前文」、「本文」からなる「定型」ものが圧倒的に多く、散文詩的な「非定型」のものは数例です。

##### 定型

前文（序文）…地理・歴史・誇るべき点・制定の事情・市民憲章の意義などを簡潔にまとめている。

本文（主文）…五箇条程度の箇条書きで、まちづくりや生活の目標を述べている。また、条文の前には「一」、「1」などが付けられることが多い。

ちなみに、「本文」の第一条に用いられる形容語で最も多いものは「美しい」で、次いで「豊か」・「住みよい」・「明るい」・「きれい」・「楽しい」などとなっています。

「本文」の文末表現としては「しましょ」とするものが最も多く、次いで「します」が続き、「しよう」・「したい」といったものや名詞で終わるものもあります。

##### 非定型（普通の文章のような形式）

【北上市民憲章】（平成4年1月5日制定）

あの高嶺 鬼すむ誇り その瀬音 久遠の賛歌  
この大地 燃えたついのち ここは 北上

【交野市民憲章】（昭和 56 年 11 月 3 日制定）

交野は、古くから多くの人々に愛されてきました。

私たちは、このまちの良さをいかしつつ、

さらによりよい交野を求めて、ここに市民憲章を定めます。

和（自然と・文化と・人と）

(4) 市民憲章のポイント

ア 市民憲章自体の意義や役割がよく理解されているか

市民憲章は、市民が自分のまちを良くするために、「自分にできる良いこと」を具体的に自覚し、それをできる範囲で気持ちよく実行しようとする姿勢を育む役割があります。

イ 基本構想や都市宣言との違いが明確に認識されているか

「基本構想」…議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための方針を定めたもの。

「都市宣言」…その時々々の社会状況を反映した特定の思想や姿勢を都市の内外に表明するもの。

「市民憲章」…制定後の推進運動を通して市民参加のまちづくりの総合的な根拠になり続けるもの。

ウ 前文を置く意味が了解されているか

多くの市民憲章の例では、前文で、周辺の自然環境・市の地理・歴史・誇るべき点・制定の事情・市民憲章の意義などを簡明にまとめ、本文に掲げた肯定的目標につながっていきます。

エ 本文は目で読むものではなく声に出して唱えるものであるということがはっきり意識されているか

市民憲章を声に出して唱えたりすることによって、年齢・性別・職業・立場等に関係なく、市民の誰もが「その時々々に自分ができる良いこと」を気持ちよく自覚することができます。

オ 簡潔で親しみやすく行動に結びつくイメージが喚起されるものか

表現を簡潔（抽象的な文言）にすることにより、誰にとっても分かり易く覚えやすいものになり、市民一人一人の自由で多様な想像や解釈が可能になり、個々の実践活動につながります。

カ 地域の特徴や個性が盛り込まれているか

加東市の特徴や個性を盛り込むことにより、市民に親しみ、愛される憲章になります。

<参考：元早稲田大学客員教授 三輪真之氏のホームページより>

#### 4 制定スケジュールについて

平成 22 年

10月25日 **第1回委員会** ・委嘱状交付 ・市民憲章について

**私案の作成** ・私案の作成、提出

11月下旬 **私案の取りまとめ** ・私案を取りまとめ、報告します

12月上旬 **市議会への報告**

中旬 **第2回委員会** ・市民憲章素案の作成  
・パブリックコメントについて

12月下旬  
平成 23 年  
1月下旬 **パブリックコメントの実施**  
(期間：30日間) ・市民から市民憲章素案についての意見募集

**意見の取りまとめ** ・寄せられた意見を取りまとめ、報告します

2月上旬 **第3回委員会** ・市民憲章案の最終検討及び決定  
・提案方法について

2月中旬 **市長へ市民憲章案の提案**

下旬 **市民憲章案審議・決定** ・庁内で審議します

3月上旬 **市議会への報告**

3月20日 **市民憲章の制定**

4月中旬 **市民憲章の披露** ・市制5周年記念式典での披露

※ **網掛け項目** は、委員のみなさまに取り組んでいただくものです。

## 5 市民憲章の素案について

### (1) 制定の趣旨

平成18年3月20日、旧加東郡三町（社町、滝野町、東条町）が合併し、加東市が誕生しました。平成23年に迎える市制施行5周年を機に、更なるふるさとへの愛着心を育み、まちの一体感を醸成するとともに、市民が心をつにして、明るく住みよいまちづくりを進めていくための行動規範となる市民憲章を制定します。

### (2) 応募者の意見

市民憲章の制定にあたり、平成22年8月に市民等を対象に募集した憲章文案等については、応募のあった文案、キーワード等に共通する想いや考え方を尊重しながら、当委員会で憲章文案を作成します。

### (3) 制定の規準

- ①市民共通の尊い目標であること。
- ②市民にとって親しみやすく印象深く感じられること。
- ③簡潔でわかりやすいこと。（小学生でも理解できること）
- ④音読したときに心地よく耳に入ってくること。
- ⑤できるだけ外来語を使わないこと。

### (4) 形式

ア 前文と本文の2部構成とする。

イ 前文については、加東市の地理・気候・風土・歴史・特徴・誇るべき点・制定の事情等を述べる。

ウ 本文については、3～5箇条程度とする。

<資料3：15ページ「市民憲章の文案等募集結果について」>

## 市民憲章の文案等募集結果について

市民の共通の願いが込められた「市民憲章」とするため、市民のみなさまから憲章の文案やキーワードを募集しました。

## 【募集概要】

**募集内容** 一人ひとりのまちづくりへの想いや夢、願いなど、明るい未来をイメージできるもので、次の項目に配慮していただきながら、自由な発想でご提案ください。

- 市民のみなさまに親しみやすく、印象深く感じられるもの
- 簡潔でわかりやすいもの
- 音読したときに心地よく耳に入ってくるもの

**応募資格** 加東市在住、在勤または在学される方（年齢不問）

**募集期間** 平成22年8月2日（月）～31日（火）

**周知方法** 加東市ホームページ  
ケーブルテレビ文字放送  
公共施設での募集チラシの設置

## 【募集結果】

**応募件数** 4件

内訳 性別 男性：2人 女性：2人

年齢 最年少：53歳 最年長：76歳

**寄せられた文案・キーワード**

別紙のとおり



市民憲章制定にあたり寄せられた文案・キーワード

番号	文案またはキーワード	文案等の説明	応募者
1	<p>“社”の兵庫教育大学を中心として“滝野”には播磨中央公園  “東条”にはコスミックホールやリゾートの東条湖、其の他病院、  福祉施設、数々の施設を持ち、地方の合併都市とは云え、都市機能  は或る程度整っていると思う。  此の市を最大限に活かして、私達は常々、個々の教養を意欲的に  高め、市民による相互扶助の心を育み、何事があっても強い住民パ  ワーを発揮し、結団して困難を乗り越えられる市民でありたい。  ◆年齢に応じて出来る仕事分担任、小さな努力から始める</p>	<p>世界に目を向けると、未だ戦争の絶えない国々、又地球規  模の気候変動による災害と今後の展望は決して明るいとは云  い難い。人々との和が希薄な現代社会を思うと、助け合いが  大切。</p>	76歳 女性
2	<p>人（あなたと読む）を大事にする市民社会は、あなたが大事にさ  れる社会である。</p>	<p>俺が、俺がの俺中心の社会でなく、あなた（あなた以外の  人）を大事にする市民社会を目指そう。あなた（あなた自身）が大事に  される社会にすることは、あなた（あなた自身）が大事に  される社会でもある。あまりにも自己（個人、企業、自治  体、地域など）を含まない意味での。世界の潮流でもあるが、そ  の潮流が進んでいるように思う。世界の潮流でもあるが、そ  の潮流が進んでいるように思う。流れに棹さすだけが、策で  ない。</p>	69歳 男性
3	<p>「夢がきらめく元気なまち加東」  「ささえあい、一人ひとりを大切に」  「市民のニーズを反映したまちづくり」  「人と人とのつながり、きずなを深める」  「安全、安心なまち」  「生涯学習社会づくり」  「みんなであつくる加東市」  「自覚と責任をもつ」  「ふるさと加東市」「加東の伝統、よさ」  「自然、環境、共生、向上」</p>	<p>加東市「市民憲章」にふさわしいと思い、言葉、キーワー  ドを考えました。だれのために、なんのために、どのように、加東市の将来  の指針、方向性が市民憲章に必要だと思えます。</p>	53歳 男性
4	<p>「まっすぐ のびゆく かとう」</p>	<p>まっすぐに空に向かって成長する植物に例えました。  私は、3歳のお子を育てていますが、お子に対する思いと  市に対する思いとが重なりました。困難があっても耐えて、  乗り越えて欲しいと思っています。</p>	年齢不明 女性

旧三町の町民憲章

○社町住民憲章（昭和 49 年 11 月 1 日制定）

私たち社町民は、

- 一、明朗で誠実な人になりましょう
- 一、和やかなあたたかさあふれる家庭をつくりましょう
- 一、ゆずりあいと親切な心 愛情と秩序ある地域づくりに努めましょう
- 一、産業の振興を図り 豊かさと活気ある町づくりに励みましょう
- 一、次ぎの世代をになう青少年の夢を育てましょう

○滝野町民憲章（昭和 54 年 3 月 13 日制定）

滝野町は、歴史と自然を愛し、文化を創造する町です。

わたしたちは、伝統あるこのふるさとを誇りとし、更に夢と希望のあふれる町づくりのために、この憲章を定めます。

- 1 わたしたちは、みどりと清流にかこまれた、きれいな町をつくりましょう。
- 1 わたしたちは、教養を高め、息吹あふれる文化の町をつくりましょう。
- 1 わたしたちは、健やかで心のかよいあう、温かい家庭をつくりましょう。
- 1 わたしたちは、あすをになう若人が、強くたくましく育つ町をつくりましょう。
- 1 わたしたちは、常にふれあいを大切にし、訪れる人々に愛される町をつくりましょう。

○東条町民憲章（昭和 54 年 12 月 26 日告示）

東条町民憲章を次のとおり定める。

私たちの東条町は、緑につつまれた人情豊かな、活力のある町です。

私たちは、誇りと自覚をもって、伝統を生かし創造にはげみ、より健康でより住みよい町にするため、この憲章を定めます。

- 1 ふるさとの自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 1 からだと心をきたえ、笑顔をかわす、明るいまちをつくりましょう。
- 1 教養を高め、個性ある文化のまちをつくりましょう。
- 1 互いに助け合い、力を合わせ、しあわせなまちをつくりましょう。
- 1 創意をこらし、夢と希望にみちたまちをつくりましょう。

北播市町の市民憲章

○西脇市民憲章（平成 18 年 10 月 1 日制定）

わたしたちの西脇市は、豊かな自然の中で、これまでの歴史・伝統・文化を大切にしながら、織物を産業の中心として栄えてきました。

わたしたちは先人たちのたゆみない努力によって築かれたこのまちを受け継ぎ、次の世代の人々が誇りと愛着を持てるふるさとにするために、新しい時代を切り拓いていかなければなりません。

このまちで暮らすすべての人が、自然を愛し、互いに思いやり、支えあいながら、喜びと生きがいを実感できるよう、心豊かで魅力あふれるまちをつくるために、ここに市民憲章を定めます。

わたしたち西脇市民は

- 一 明朗で誠実な人になりましょう
- 一 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 一 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 一 青少年の夢と希望を育てましょう

○三木市市民憲章（昭和 45 年 11 月 3 日制定）

市民の一人であるわたしが、この憲章の道を実践することによって、人々がより幸福に、より繁栄にむかうものと自認するとき市民憲章をみつめるわたしの心はあたたまる。

市民わたしは、市民わたしのこの世における義務として、この市民憲章に生きる。

- 1 わたしたち三木市民は素直で謙虚で創意に富んだ人になりましょう。  
身も心も健康な人になろう。  
喜びと感謝に生きよう。  
正しい考えをしっかりとろう。
- 1 わたしたち三木市民はなごやかな活気に満ちた家庭をつくり愛情のこもった郷土にしましょう。  
わが家のだんらんをはかろう。  
隣人と手をつなごう。  
誠意は行為であらわそう。
- 1 わたしたち三木市民は産業の振興を図り豊かなまちづくりに励みましよう。  
うでと心の信頼される人になろう。  
仕事に工夫と発展をはかろう。  
協力一致で繁栄しよう。

1 わたしたち三木市民は教養を深め道義に生き文化の高いまちを築きましょう。

良識ある市民となろう。

安全都市宣言を守ろう。

まちの美化につとめよう。

1 わたしたち三木市民は先輩の功績をたたえ後輩のよき鏡となって今を生きていきましょう。

伝統を守り進歩するまちを築こう。

責任と義務をはたそう。

青少年の夢と希望を育てよう。

### ○加西市民憲章（昭和 51 年 11 月 3 日制定）

わたしたち加西市民は

1. おたがいに認めあい、まごころで結びあう、あたたかいまちにしましょう。

1. 教養を深め、文化のかおり高い、誇りあるまちにしましょう。

1. 心身ともにすこやかで、なごやかな家庭をつくり、しあわせなまちにしましょう。

1. 青少年のたくましい力をのばし、老人に生きがいのある、あかるいまちにしましょう。

1. 花と緑の美しい自然を守り、豊かなすみよいまちにしましょう。

### ○小野市民憲章

わたしたちの小野市は、川と緑の美しい自然と伝統ある文化のまちです。そろばん・金物の特産のうえに、恵まれた環境は播磨内陸開発の中心地として、将来の躍進が期待されます。自然と歴史と産業の調和した近代都市の市民として、生きがいのある暮らしができることをこい願い、誇りと自覚をもってこの憲章を守りましょう。

1. 誠実で意欲的な人になりましょう。

仕事に打ち込み働く喜びをもとう。

明朗で親切な人になろう。

運動に親しみ健康に努めよう。

教養を高め豊かな心をもとう。

きまりを守り責任を重んじよう。

1. 良き市民の育つ家庭をつくりましょう。

愛情と秩序のある家庭をつくろう。  
話し合えるなごやかな家庭をつくろう。  
老人の生きがいある家庭をつくろう。  
子どもを正しくしつけよう。  
となり近所は譲りあい助け合おう。

1. 活気のある健康なまちをきずきましょう。  
連帯感を高め、前進するまちをつくろう。  
人権を尊重して住みよいまちをつくろう。  
青年は清新なまちづくりの力になろう。  
清潔で公害のないまちをつくろう。  
郷土を愛し自然と文化を守ろう。

#### ○多可町住民憲章（平成 18 年 3 月 6 日制定）

美しく豊かな自然に恵まれたわたしたちのまちは、長い歴史とよき伝統のなかで、個性ある文化や産業をはぐくみ、栄えてきました。

わたしたちは、ふるさと多可を愛し、お互いの理解とつながりを深め、みんなが主役のまちをめざして、ここに住民憲章を定めます。

わたしたちは

1. 健康で心豊かにくらしやすらぎのあるまちをつくります
1. みどりと清流を守り うるおいのあるまちをつくります
1. 働くことをよろこび 活力のあるまちをつくります
1. 学びを楽しみ 文化のかおり高いまちをつくります
1. いのちと人権を大切にし 心ふれあうまちをつくります

## 加東市のプロフィール

### 市章



加東市の市章は、人と自然が息づくまち・加東市の頭文字「K」を、合併数を配して図案化したもので、豊かな自然と共生する人々の伸びやかな、活力に満ちたふれあいの田園都市を表したものです。

### 市花



コスモスは秋を代表する花として市内の各地で見ることができます。

また、その花言葉の中に「調和」があります。「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東」の実現に向けて、市民の皆さまとともに歩む加東市の象徴にふさわしい花です。

### 市木



さくらは春を代表する木として広く親しまれています。

春の訪れとともに一斉に力強く咲き誇る様子は、協調と活力を連想させ、誰からも愛される活気に満ちた加東市の象徴にふさわしい木です。

## 位置と面積

加東市は、兵庫県中央部やや南よりに位置し、東は篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しており、総面積は 157.49km<sup>2</sup> です。

## 地形・地勢

地勢は、北部から北東部にかけて、中国山脈の支脈がのび、これに連なって御嶽山、源平古戦場三草山、五峰山などがあります。また加古川などの河川に沿って河岸段丘と沖積平野が形成されており、南部には嬉野台地、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっています。

加古川の支流である東条川、出水川、千鳥川、吉馬川、油谷川などが地域を潤しながら流れています。また、多数のため池が築造されており、農業用水として活用されるとともに、自然環境との接点として幾多の生物に生息の場を与えています。北東部地域一帯は清水・東条湖・立杭県立自然公園に指定されており、野鳥の生息地でもあります。

## 加東市総合計画について

総合計画とは、加東市の今後目指すべき「まちの将来像」と「行政運営の基本方針」を示すものです。「まちづくりの基本理念」や「将来像」、「将来像を実現するための基本目標」を掲げ、それに対する具体的な施策や事業の設定などにより活動指針を明らかにするもので、すべての計画の基本となります。

### (1) まちづくりの基本理念

ゆとりと豊かさを実感できる安全・安心で活力あるまちを目指して、地域資源を活かすという観点から、加東市は4つの基本理念でまちづくりに取り組みます。

- きずなが躍動する健やかなまち
- 水と緑を生かす癒しのまち
- ネットワークが支える快適なまち
- 地域経営による自主自律のまち

### (2) 目標とする将来像

「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく★元気なまち 加東」  
 ～ささえあい 一人ひとりを大切に作る ふるさとづくり～  
 (将来像を実現する「市民のまちづくりへの基本姿勢」として)

### (3) 将来像を実現するまちづくりの基本目標

まちづくりの基本目標は、将来像を実現するための事業の集まりである施策などを整理し、将来像実現に向けての課題や施策との関係などを明らかにするための基本的な枠組みです。

これらの基本目標を具現化するために、各分野におけるまちづくりの目標（施策大綱）を掲げ、さらに基本計画において、より詳細な施策体系を編成し、これに沿って、市民・事業者・行政による協働のまちづくりを進めます。

- 文化：未来を拓く人を育む 文化のまち
- 安全：人と自然が調和した 安全なまち
- 安心：健やかで心がふれあう やさしいまち
- 活力：魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち
- 快適：暮らしと憩いが響きあう 心地よいまち
- 協働：多様なきずなが織りなす 協働のまち

<資料：別冊「みんなで作る加東 きらめき★プラン」総合計画概要版>